

広島市条例第51号

令和7年12月12日

広島市都市計画関係手数料条例の一部改正について

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

広島市長 松井一實

広島市都市計画関係手数料条例の一部を改正する条例

広島市都市計画関係手数料条例（平成12年広島市条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1号イ(ア)中「建築基準法第87条の4の昇降機（建築基準法施行令第146条第1項第2号に規定する小荷物専用昇降機（以下「小荷物専用昇降機」という。）を除く。）（以下「昇降機」という。）」を「昇降機（建築基準法施行令第129条の3第1項第1号のエレベーター及び同項第2号のエスカレーターをいう。以下同じ。）」に改め、同号イ(イ)中「小荷物専用昇降機に」を「建築基準法施行令第146条第1項第2号の小荷物専用昇降機（以下「小荷物専用昇降機」という。）に」に改め、同表第65号中「第137条の12第6項」を「第137条の12第11項」に改め、同表第66号中「第137条の12第7項」を「第137条の12第12項」に改め、同表第86号ア中「第91条に規定する」を「第91条の」に、「第1条の2第1項第2号に規定する」を「第1条の8第1

項第2号の」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。